

食品等の表示に係る一斉取締りの指導件数等

令和2年6月
消費者庁

地方公共団体(都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局)による、食品等の表示に係る令和元年度一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要

(単位:件数)

	命令		指示		命令及び指示以外の措置	
	夏期	年末	夏期	年末	夏期	年末
令和元年度	0	0	0	0	1,941	2,029

一斉取締り:「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各地方公共団体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り(夏期:7月を中心として各地方公共団体が定める期間、年末:12月を中心として各地方公共団体が定める期間)

食品表示法:食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行

命令:食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)

指示:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項)

1 許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等

		監視指導 延べ施設 数	表示違反が確認された延べ施設数							表示違反に対する措置							法令所管 機関へ 回付等	
			食品表示法			食品衛生法 第20条	健康増進法 第65条 第1項	その他	食品表示法			食品衛生法			告発			
			衛生事項	保健事項	品質事項				命令		指示 第6条 第1項	命令		命令以外 の措置				
						第6条 第8項	第6条 第5項	第54条	第55条									
令和元年度 夏期	許可を要する 営業施設	230,365	795	573	22	147	3	23	27	0	0	0	730	0	0	3	0	5
	許可を要しない 営業施設	125,840	1,245	535	135	375	1	152	47	0	0	0	1,001	0	0	1	0	68
	計	356,205	2,040	1,108	157	522	4	175	74	0	0	0	1,731	0	0	4	0	73
令和元年度 年末	許可を要する 営業施設	151,750	986	688	14	266	0	10	8	0	0	0	942	0	0	0	0	8
	許可を要しない 営業施設	91,398	1,238	556	92	388	0	120	82	0	0	0	1,010	0	0	0	0	52
	計	243,148	2,224	1,244	106	654	0	130	90	0	0	0	1,952	0	0	0	0	60

食品衛生法第20条:公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止

健康増進法第65条第1項:健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止。令和元年度においては、同法第31条第1項において規定されていたもの

食品衛生法第54条:食品等の廃棄又は食品衛生上の危害を除去を行う行政処分

食品衛生法第55条:許可の取消、営業停止を行う行政処分

許可を要する営業施設:飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業 など

許可を要しない営業施設:給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうざい販売業、添加物の販売業 など

2 収去した食品等の検体数、違反件数等

		収去検体 数	違反検体数													表示違反に対する措置							法令所管 機関へ 回付等	
			食品表示法									食品衛生法 第20条	健康増進法 第65条 第1項	その他	食品表示法			食品衛生法			告発			
			衛生事項			保健事項			品質事項	命令					指示 第6条 第1項	命令		命令以外 の措置						
			アレルギー	期限表示	保存方法	製造者 加工者	添加物	その他		栄養成分	機能性 表示	その他	第6条 第5項	第6条 第8項		第54条	第55条							
令和元年度 夏期	国産品	13,514	304	37	20	18	65	57	52	39	0	1	15	0	0	0	0	0	206	0	0	0	0	0
	輸入品	2,144	16	0	1	0	0	2	2	10	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	計	15,658	320	37	21	18	65	59	54	49	0	1	16	0	0	0	0	210	0	0	0	0	0	0
令和元年度 年末	国産品	8,778	82	11	5	2	20	26	12	1	0	1	3	0	1	0	0	76	0	0	0	0	0	0
	輸入品	1,011	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	9,789	84	11	5	2	20	28	12	1	0	1	3	0	1	0	0	77	0	0	0	0	0	0

収去:食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為